

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーについて

| | 趣旨 | 業務・活動内容 |
|---------------|---|--|
| スクールカウンセラー | いじめや不登校，暴力行為など内面のストレスや不満が原因と思われる問題行動の未然防止を図るとともに，発達障害など特別な支援を必要とする児童生徒への対応，課題の早期発見，早期解決のために，「心の専門家」であるスクールカウンセラーを学校へ配置する。 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童生徒及びその保護者を対象とする教育相談 (2) 教育相談を推進するための教職員との情報交換 (3) 教職員に対するコンサルテーション (4) 教育相談に関する校内会議への参加 (5) スクールカウンセラーの専門性を生かした授業等への協力 (6) スクールカウンセリングに係る年間計画の作成 (7) カウンセリングルームの経営 |
| スクールソーシャルワーカー | 児童生徒が置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置・活用することで，学校の教育相談体制の充実を図り，不登校や引きこもり，暴力行為，児童虐待，いじめなど生徒指導上の課題を改善する。 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 校内支援会議等への参加，課題に対するアセスメント及び支援計画の提案 (2) 学校内におけるチーム支援体制の構築及び支援 (3) 支援を必要とする児童生徒及び保護者との面談等 (4) 支援を必要とする児童生徒が置かれた環境への働き掛け (5) 関係機関との連絡調整及びネットワークの構築 |
| スクールロイヤー | 学校を取り巻く環境の変化に伴い，いじめ・不登校など生徒指導上の課題が複雑化・困難化していることから，子供の権利を守ることを前提とした弁護士の助言指導により，最重要課題であるいじめ防止対策の徹底を図り，学校の適切な対応につなげる。 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 法律相談 ・学校が直面する諸課題に対する適切な対応の在り方についての助言指導 (2) 学校訪問 ・いじめ事案に係る学校の留意点や改善点等についての助言指導 (3) 教員向け校内研修，教員向け全体研修での講義 (4) 「いじめ防止マニュアル」等の改定及び付属資料の作成 |